栃木市監査委員告示第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づき、平成26年2月10日付で請求人 ○○○氏 (代表) 外250名から提出された栃木市職員措置請求について、同法同条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を別紙のとおり公表いたします。

平成26年3月28日

栃木市監査委員 板 倉 安 秀

栃木市監査委員 大 出 孝 幸

第1 請求の受付

1 請求人

栃木市〇〇町〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 外250名

2 請求受付年月日

平成26年2月10日

3 請求の要旨

(1) 新市庁舎1階の商業施設は、整備なしのスケルトン渡しで貸出すことになっていたが、この条件が変更になり、市で整備することとなった。これは、その条件では借り手がいないと危惧した市が、自ら整備を可能とするアリバイ作りのためコンサルタントに調査を依頼し、その結論を得て変更したものである。

また、行政施設を含めた整備費用については、当初13億9千万円であったものが、短期間で4億円削減されており、最初の見積もりが出鱈目でない限りできるものではない。

さらに、事業主体である市に、見積書や仕様書、削減のための交渉手続きの記録がないことは問題であり、このような杜撰な計画に基づいて為された予算執行は不当である。

(2) 措置要求

市長が、損害を市に返還することを求める。

4 請求の要件審査、受理

- (1) 本請求は、所定の法定要件を具備しているものと認め、平成26年2月 10日にこれを受理した。
- (2) 請求人は、市庁舎1階の商業施設の整備に要した費用の返還を求めているから、その金額は、市庁舎1階全体の整備費用9億9千7百万円ではな

く、面積や工事内訳区分等により算出した8億2152万円と、コンサルタントの委託に要した費用259万9800円との合計額8億2411万9800円とする。

(3) 本請求の請求者は、平成26年2月10日の時点では、○○氏1名であったが、同月17日以降250名が追加された。

しかし、コンサルタントの委託に要した費用のうち210万円は、平成25年2月13日に支出されており、地方自治法(以下「法」という。)第242条第2項に規定する期間を経過しているため、これら250名は、この費用に関する部分に限り、追加請求人と認めることはできない。

第2 監査の実施

1 監查対象事項

請求書の内容、請求人の陳述及び証拠書類から判断して、コンサルタントの依頼に要した費用及び商業施設の整備に要した費用の支出が、市の裁量の範囲を逸脱し、地方財政法第4条第1項及び法第232条の3の規定に違反した不当な支出に該当し、市に損害を与えたかどうかを監査の対象とした。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して平成26年2月17日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

なお、請求を補足する証拠書類の提出はなかった。

3 請求人による事実証明書

(仮称) 栃木市市庁舎商業施設計画のご案内 栃木市役所新庁舎商業施設運営事業者募集要領 栃木市役所新庁舎商業施設運営事業者優先交渉権者の決定について 「市長通信」(2013.8.20 広報とちぎ9月号) 「新庁舎商業施設の公開質問状」及び「回答書」 新市庁舎整備に関する基本的な考え方等について 栃木市役所1階及び東武宇都宮百貨店栃木店整備工事実施設計書 栃木市役所1階及び東武宇都宮百貨店栃木店整備工事仕様書 請求者記録ノート

4 監查対象部局等

総合政策部まちなか土地利用推進室

5 関係人の事情聴取

法第199条第8項の規定に基づき、平成26年2月17日に、次の者から事情を聴取した。

総合政策部長

まちなか土地利用推進室室長まちなか土地利用推進室室長補佐

第3 監査の結果

1 請求人の陳述及び関係人の意見の概要

(1) 請求人の意見

- ・一企業、一商店の店舗を作るために、市の税金を使うべきではない。それに掛かった費用とそれを正当化するアリバイ作りに使用したコンサルタント費用の一切を返却願いたい。
- ・当初は新市庁舎整備計画に商業施設はなく約5億円の予算計上であったが、その後1階を商業施設とすることとし、さらに骨組みだけで貸すことから市で整備した上で貸すことになり、8億9千万円が加えられた。
- ・市長は、市長通信の中で、オーナーが整備して貸し出すことが一般的だと書いているが、依頼したコンサルタントの報告の中にそのような結論

は見当たらないし、市もそのような事実を把握していない。市長の説明 には根拠がない。

- ・出店募集の説明会における説明が曖昧で、参加した業者も市が整備するという認識はなかったという。応募書類を精査すると、株式会社東武宇都宮百貨店(以下「東武百貨店」という。)が9億円、他の2社は5億円ないし3億円、説明会に参加した他社も数億円は予定していた。
- ・市では1階の整備費を一切計算せず、東武百貨店から貰った8億9千万円という額を整備費としたが、これは市の仕事で東武百貨店は単なる店子であるから、仕様書も図面もないまま東武が言ってきたことを真に受けるのはおかしい。
- ・業務用冷蔵庫が11台あり、1台1千万円にしても合計1億1千万円で、 これが全部市の支出である。投資額から考えると賃料として月1千万円 回収すべきだが、実際には1年で1千3百万円、10年間で1億3千万 円しか回収できないことになる。市民の血税をこのような形で使うのは おかしい。

(2) 関係人の意見

- ・整備費用の13億9千万円は、本来、請求人が主張するように市が設計する額だと思っている。ただ、これについては、東武百貨店が優先交渉権者として選定された時点で速やかに基本協定等を締結して今回の出店事業者として決定する訳であったが、基本協定の締結がなかなか出来なかったという事情もあり、金額の算出については市の費用ではなく、東武百貨店の自費で算出していただいた。これに対して市から費用は出ていないので、あくまでも東武百貨店の自助努力であり、市の立場を考え、算出していただいたのである。金額の変更についても、不正を行った訳ではなく、一定の基準の中で理由を持って下げてきたと考えている。
- ・今回、市役所の一階部分を商業施設にするという特殊な事例であったことから、専門家の声を把握したいと判断し、商業コンサルタントに依頼

して、市場調査を行ってもらい、現況を把握した。

- ・新市庁舎については、かつて大型商業店舗が撤退したという事実と、利用しにくい立体駐車場であることから、市としては、商業施設に向いていないと判断し、募集を開始しても応募がゼロで、マイナスイメージにつながる可能性が高いことを懸念し、一回目の公募で優先交渉権者の決定を成功させる必要があった。
- ・市では、専門的な知識がないため、正確な調査分析をできるのか疑問であり、公平公正な観点から調査するには、市が特定企業のみをヒアリングする訳にはいかず、募集要領を作成するにあたり、専門的な知識を持つ商業コンサルタントに委託し、事前に各企業の意向を知る必要があった。

また、北関東全部のスーパー等をヒアリングするには、膨大な時間と 労力を要するため、専門的な情報を有するコンサルタントに依頼して、 商圏の状況やスーパー等の絞り込みをしてもらったうえで、ヒアリング を行った。市では情報が乏しかったため、商業コンサルタントの必要性 は高かった。

- ・コンサルタントから各事業者にヒアリング調査を行った結果、多数の事業者が立体駐車場しかないことを非常に危惧しており、市と同様の認識であった。
- ・13億9千万円から11億9千万円への2億円の削減については、自家 発電装置など物的削減の部分で検討し、次の9億9千万円については、 物的削減だけでは非常に厳しいことから、工事単価自体を公共的単価か ら民間的単価にするという判断の中で、業務委託の方法を検討した。
- ・基本的な組立ては、A工事は市が行うことになっており、設備や防災関係、建物の根幹をなすもの、基本的な組立てについては、市の費用負担によるA工事で行う。事業者の費用負担によるB、C工事については、そちらを増やしたからといってA工事が少なくなるということではなく、

B、C工事を多くすることによって事業者の内容が良くなるだけであるから、B、C工事に少ない金額しか出さない企業であれば、それは内装等についてお金をかけないということになる。

2 事実関係の確認

関係書類及び関係人に対する調査の結果、次の事実関係を確認した。

(1) 商業施設誘致の経緯

ア 市本庁舎は、老朽化に加え事務執務スペースの狭さが顕著で、庁舎の 安全性や利便性の向上は早期に対応すべき課題であったところ、福田屋 百貨店栃木店が閉店するに当たり、市に対し店舗建物の無償譲渡の申し 入れがあり、また、商工団体、商店会、地域住民からは、市庁舎として の活用と併せ、商業機能の誘致について要望があった。

そこで、平成23年1月に「栃木市福田屋百貨店栃木店閉店対策検討委員会」を設置し、施設の利活用について検討を行い、同年12月に中間報告を提出した。

- イ その中間報告を受けて、市は、市民の意見を把握するため、平成24年2月6日から19日にかけて延べ11回の住民説明会を開催し、2月末までパブリックコメントを実施した。
- ウ それらの結果を踏まえ、同委員会は、平成24年3月22日に、福田 屋百貨店栃木店の店舗を市庁舎として利活用することが望ましい旨答 申するとともに、1階部分への商業施設等の誘致については、市民から の要望等を考慮して検討するよう付記した。

(2) コンサルタントへの業務の委託

- ア 市庁舎商業施設調査検討業務契約を、平成24年11月1日に株式会 社ジオ・アカマツと締結し、同年12月28日に業務完了、平成25年 2月13日に委託料210万円を支出した。
- イ 栃木市役所新庁舎商業施設賃貸借契約書締結補助業務契約を、平成2

5年2月25日に株式会社ジオ・アカマツと締結し、同年3月29日に 業務完了、同年5月15日に委託料49万9800円を支出した。

(3) 市庁舎商業施設選定委員会

平成24年8月20日に委員会の設置要綱を制定し、同年10月に委員を選任、平成25年1月28日、同年3月1日及び12日に委員会を開催し、同月13日に東武百貨店を最優秀提案者とする答申を行った。

(4) 市議会審議

整備に係る予算については、平成25年9月定例会に議案第103号として補正予算を提出し、同月20日に賛成多数で可決された。

整備業務については、同定例会に議案第104号として工事委託の契約議案を提出し、同月27日に賛成多数で可決された。

(5) 整備工事に係る業務委託

平成25年9月25日に東武百貨店と基本協定及び新庁舎1階整備工事に係る業務委託の仮契約、同月27日に議決を経て本契約を締結、委託料9億9708万円のうち1億円を前払金として平成25年12月11日に支出し、残額は業務完了時に精算することとした。

施工業者は、東武百貨店が同年10月4日に入札を行い、東武建設株式 会社に決定した。

3 監査委員の判断

以上のことから、次のとおり判断した。

請求人が主張するとおり、一企業の店舗のために税金を使うべきではない。 この点について異論はないが、公共の利益を図るための手段として、例外的 に企業の店舗づくりに税金を投入する場合も認められよう。

ただし、その場合も一企業の利益を優先して市民や他の企業等の利益を害 してはならないから、①店舗の設置により市民全体への利益の向上が認めら れるか否か、②選定手続き及び企業の選定は公正か否か、③当該企業を過度 に優遇する結果とならない妥当な金額か否か、④当該企業に多大の利益をも たらし他の企業等を圧迫しないか否か、少なくともこれらについては検討が 必要である。

まず、①店舗の設置により市民全体への利益の向上が認められるか否かについては、福田屋百貨店撤退後に近隣住民が食料品等の購入に不便をきたす面があったことは容易に想像できるが、利用者減少により福田屋百貨店が撤退した事実を踏まえると、福田屋百貨店に依存していた利用者がどれほど存在したのか不明であるし、南西約700mの近隣に近年ヨークベニマル祝町店が開店し賑わっており、また、合併して南北約32.6km 東西約22.3km と広大になった栃木市の全市民にとって1店舗の開店がどれほど効果を及ぼすのか不明である。

市民全体の利益が向上するとは考えにくいという印象はあるが、判断材料が乏しく、監査委員としてこの点を客観的に判断することはできない。

次に、②選定手続き及び企業の選定は公正か否かについては、監査の過程 において、明らかに不当と思われる点は見当たらなかった。

ただし、採点結果を見るといずれの項目も東武百貨店が最高得点であったが、例えば、「事業の管理・運営体制での特徴・こだわり」の項目において、株式会社ヤオハン(以下「ヤオハン」という。)が、近隣に本部があるという地の利を生かしたグループ店舗との速やかな連携、震災経験を活かした災害時体制、備蓄倉庫機能、災害時の速やかな事業再開、さらには栃木市と連携した防災計画の構築など東武百貨店には無い優れた提案をしているにもかかわらず東武より劣った点数が付けられていることについては、疑問がある。

また、東武百貨店が1階フロア全体を使用する案であったのに対し、他の2社は7割から8割程度の面積しか必要としない案であったが、公共の利益を常に考えるべき立場の市としては、むしろ2社の提案を評価して残りのスペースに他の企業等を出店させることを検討すべきであったのではないか

という疑問が残る。

なぜなら、複数の店舗が出店すれば、相互に刺激し合うことにより競争、活気が生まれる効果が期待できるし、前出関係人の意見にあるとおり、市はそもそも新市庁舎を商業施設には適していないと判断していることから、万一、出店した店舗が撤退する事態に陥った場合でも、1社のみであれば店舗の全面撤退という最悪の状況となるか、撤退を回避するために市が財政支援を余儀なくされるのに対し、複数の店舗が出店すればそれらのリスクを回避又は分散させ、利用者である市民への影響を最小限にとどめることが可能となるからである。

さらに、過去に入札、談合等が問題となったとき、常に地元企業の保護育成を主張してきた市が、地元業者であるヤオハンより宇都宮市を本拠とする東武百貨店を選択したことについても、監査委員としてのみならず一市民としても違和感を禁じ得ないというのが率直な印象である。

次に、③当該企業を過度に優遇する結果とならない妥当な金額か否かについては、本件の核心といえる部分であるが、市民や議会から金額が高すぎるという批判があるとおり、高額であることは否定できない。

そもそも市庁舎への店舗設置は、福田屋百貨店撤退後の空き店舗活用策として、旧福田屋施設を市庁舎として活用することに端を発し、庁舎を新築するより安く済むという考えから始まった計画であるが、現実には、追加工事を必要としないヤオハンでなく、多額の追加工事を要求する東武百貨店を選択し、市民や議会から異論が噴出する結果を招いてしまったのである。

金額の多寡・妥当性を監査委員として客観的に判断することは困難であるが、東武百貨店を優遇し市に過大な支出を強いるものであると受け取られるおそれが高いと言えよう。

次に、④当該企業に多大の利益をもたらし他の企業等を圧迫しないか否か については、出店により東武百貨店が年間22億円の売り上げを見込んでい ることから、東武百貨店に大きな利益をもたらすことは否定できない。 これが市内企業、特に近隣の事業者にどれほどの影響を及ぼすかが特に重要であるが、これについては市が分析をしていないため資料がなく、客観的に判断することはできない。

しかし、近隣の個人商店等に大きな影響が出ることは容易に想像できるし、 東武百貨店が食料品だけでなく服飾・贈答・酒・化粧品その他様々な生活物 資を販売することになったため、様々な事業者に影響が及ぶことは避けられ ないであろう。

東武百貨店の進出により近隣の企業等が閉店に追い込まれるような事態 は本末転倒であるし、業績不振で東武百貨店が撤退するような事態も避けな ければならないから、市としては東武百貨店と他の企業等との調和を図り、 市民の利益が損なわれることのないよう努められたい。

次に、請求人が指摘した事項について詳述する。

(1) コンサルタントへの業務委託についての考察

ア 委託の妥当性について

市庁舎商業施設調査検討業務は、食品スーパー導入を前提とした商業 施設を検討するために、マーケット調査、公募対象業種の事前調査、公 募方法の検討等を行ったものであり、特に問題は認められなかった。

栃木市役所新庁舎商業施設賃貸借契約書締結補助業務は、商業施設運営事業者導入における賃貸借契約書締結補助業務を目的として、賃貸借契約書雛形提示、賃貸借契約書締結補助等を行ったもので、こちらも特に問題は認められなかった。

かつて閉店した店舗施設へ新たな店舗を誘致することは困難であり、 かつ、平成26年2月10日に予定されていた新庁舎開庁に合わせて商 業施設を開店させるには時間的余裕がなかったため、迅速かつ確実に事 業者を選定しようとして、専門業者に委託することとしたという理由は 妥当性を欠くとはいえない。 また、委託業務の目的及び内容は、商業施設を誘致するために必要なものと考えられ、これらの契約が違法若しくは不当であると認められる点はなく、請求人が主張するように、市が賃貸借部分を整備することを可能とするためのアリバイ工作であるとは認められなかった。

イ 委託費用について

市庁舎商業施設調査検討業務委託については、その性質又は目的が競争入札に適さないとともに緊急の必要性により競争入札に付することができないという理由により、法第234条第2項、同施行令第167条の2第1項第2号及び第5号、栃木市財務規則第82条の規定により随意契約とし、平成25年2月13日に210万円を支出した。

また、栃木市役所新庁舎商業施設賃貸借契約書締結補助業務委託については、本業務の前段として行った上記の市庁舎商業施設調査検討業務を受託した業者が、商業テナント契約の専門的なノウハウを有し、かつ、応募事業者、本市の状況等を熟知しているため、法第234条第2項、同施行令第167条の2第1項第1号、栃木市財務規則第82条及び第83条の規定により随意契約とし、平成25年5月15日に49万9800円を支出した。

いずれも競争入札でなく随意契約により締結されたものであるから、 価格の妥当性については判断が困難であるが、国土交通省における平成 24年度設計業務等技術者単価から算出されており、不当であるとはい えないと判断する。

(2) 栃木市役所新庁舎商業施設運営事業者募集要領についての考察

募集要領は、コンサルタントが作成した原案を所管課で調整し、庁議で 最終案を検討し、栃木市市庁舎商業施設運営事業者選定委員会で審議の上 決定したものである。

ア 市が整備する範囲について

市が整備する範囲は、次の様に推移している。

- ①「栃木市市庁舎商業施設計画のご案内」(平成24年11月)
 - ・原則「スケルトン渡し」を前提とする。・空調機はA工事対応。天 井仕上げ、ベース照明はC工事。
- ②「(仮称) 栃木市役所内商業施設運営事業者募集要領(案)」(平成24年12月25日)
 - ・対象施設は「スケルトン渡し」(一部現状渡し)とし、対象施設の 改修にかかる費用は事業者調達(負担)とする。
- ③「(仮称) 栃木市役所内商業施設運営事業者募集要領(案)」(平成25 年1月11日)
 - ・対象施設は「スケルトン渡し」(一部現状渡し)とし、対象施設の 改修にかかる費用は事業者調達(負担)とする。
 - ・「必須賃貸借区域」はスケルトン渡し(一部現状渡し)。「選択賃貸 借区域」は協議により本市が天井・基本照明のみ整備可。
- ④ 「栃木市役所新庁舎商業施設運営事業者募集要領」(平成25年1月 18日)
 - ・対象施設における賃貸借部分は、基本的に「スケルトン渡し」(一部現状渡し)とし、対象施設の改修にかかる費用は事業者負担とする。ただし、床仕上げ、天井仕上げ、照明器具については、協議の上、栃木市仕様により本市が整備することも可能である。

上記①、②はコンサルタントが作成、③はコンサルタントが所管課と協議の上作成、④は庁議の資料となったもので実際に使用された募集要領と同一内容である。

これらの推移及びコンサルタントとの交渉記録からは、請求人が主張するとおり、市長が公表した市長通信第39号の中で「骨組みの状態でそのまま貸すという条件では、業者の初期投資が大きすぎて誰も入店を希望しないとの指摘があったため、(中略)基本的な設備の整備は市が行ってもよいとの条件にすることにしました。」とあるように、市が整備し

ないと誰も入店しないという内容の指摘は確認できなかった。

しかし、募集要領の市が整備する範囲については、「協議の上、本市が整備することも可能」という公募に際しての最低ラインに過ぎず、市の裁量の範囲を逸脱しているとは言えないから、この基準をもって不当であるとは言えないと判断する。

イ 賃貸借価格について

対象施設の最低賃貸借価格を「月額・1㎡当たり300円以上」と設定したが、これはコンサルタントが公募対象業種の事前調査として実施したヒアリングで得られた回答の最低額であり、前述のとおり、応募事業者が少ないであろうという不安から、額を低く設定したものと考えられる。

この最低賃貸借価格は、公募に際しての最低ラインに過ぎず、実際に 応募事業者が提示した賃貸借価格は審査で価格点として評価され、優先 交渉権者は価格点と内容点の合計点、つまり提案全体の評価により決定 することになっていたのであるから、例えばこの価格を1円とか100 万円のような極端な額にしない限り、直ちに不当であるとは言えない。

また、競争入札のように金額のみで決まるものでないから、優先交渉権者となった事業者の提示した賃貸借価格が、社会通念上安いと思われる場合もあり得るが、市が適正な対価なくして財産を貸し付ける場合は、法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決が必要となり、現に市は、平成25年3月定例会において議決を経ているのであるから、賃貸借価格が不当であるとは言えないと判断する。

(3) 商業施設整備についての考察

ア 新庁舎1階整備工事の委託について

市が費用負担する部分は店舗も含め全て市が工事を行うとなると、店舗の工事に当たっては出店企業と調整が必要となり多大な時間を要するし、市が費用負担する部分のうち店舗の工事を出店企業に委託すると

なると、市と出店企業が別々に工事を行うこととなって調整に多大な時間を要し、いずれも平成26年3月末までの完了は困難であると考えられたため、市が費用負担する部分の全部を出店企業に委託することとした。

そこで東武百貨店に当該業務を委託することとなり、平成25年9月 25日に業務委託仮契約、9月27日の市議会の議決を経て本契約を締 結し、手続き上の問題は見当たらない。

イ 新庁舎1階整備工事の設計書等ついて

前述のとおり、仮契約の締結は、平成25年9月25日起票の支出負担行為において市長の決裁がなされた。

法第232条の3において、支出負担行為は、法令又は予算の定める ところに従ってしなければならないと定めており、また、栃木市財務規 則第82条の規定により設計書等は市が所有しているはずである。

しかしながら、所管課が議会等において説明しているとおり、当該価格は概算による見積額でしかなく、設計書や見積書は存在しない。

設計書等の不存在が直ちに法令等の定めに反しているとはいえないが、 明確な根拠資料となる設計書等が存在しないことには、苦言を呈したい。

ウ 商業施設の整備費用について

東武は、契約締結後に入札説明会を行い、まちなか土地利用推進室長立会いの下、各社の入札が実施され、工事事業者が決定された。

この入札に先立ち東武百貨店が作成した設計書では、総額9億967676万5千円の設計であるが、これを募集要領に記載された工事区分表と 突合すると、市が整備すべきA工事以外の工事は含まれておらず、また、 その積算単価は、市が採用しているものと比較すると一部に差異が認め られるが、全般的には適切であると判断できる。

エ 整備費用の支出について

東武百貨店との間に交わされた業務委託契約書の第55条で精算に関

する事項を規定しており、受託者は、本業務完了時に、速やかに経費に 係る精算を行い、清算書を委託者に提出するものとされていることから、 完了確認、検査等においてその内容を精査し、適正な支出をしなければ ならない。

4 結 論

上記3のとおり、明らかに不当と認められる事実は見当たらないから、請求人の主張には理由がないと判断し、本件請求を棄却する。

本判断は、監査委員の合議による決定である。

5 付帯意見

資料の収集及び監査の過程において、次のとおり疑義が生じたので是正されたい。

(1) 新庁舎1階部分整備費用の減額について

整備費用の13億9千万円はどこから出た数字なのかと、議員研究会等においてその根拠が論点となったが、平成25年6月に東武百貨店が作成した設計書を確認したところ、事業者が整備すべき給湯・暖房機器、冷蔵・冷凍ショーケース本体の工事費は計上されていたものの、市が整備すべき受変電設備、冷蔵・冷凍ショーケース屋外機、給排気ファン、ダクト、配管等の工事費が未計上であり、これを補正して得られた額が行政・共用部分の5億円、店舗部分の8億9千万円、合計13億9千万円である。

この額については議会の同意が得られず、11億9千万円へ見直されているが、これは電気設備や防災設備の見直しにより単価や数量が変更されており確認することが可能である。

しかし、更に見直され9億9千7百万円とされたことについては、東武 百貨店が一括して工事の発注を行うことで、積算単価や諸経費の見直しを 行ったということであるが、市はこの点を明確にすることができず、説明 責任を果たすことができなかったことは問題であるから、今後は、適切に 対応されたい。

(2) 栃木市市庁舎商業施設選定委員会の設置について

当該委員会は、平成24年8月20日付で公布、施行された要綱により 設置され、いわゆる市長の私的諮問機関と考えられるが、現実には、出店 企業の審査を行い、その結果を答申書として市長へ提出しているから、実 質的には法第138条の4に規定する執行機関の附属機関として機能し たと認められる。

しかし、同条第3項は附属機関の設置は条例によらなければならないと 規定し、要綱による設置は認めていないのであるから、今後は、適切に対 応されたい。

(3) 情報公開請求により公開された資料について

請求人は、情報公開制度を利用し、コンサルタントが公募対象業種に対して行った事前ヒアリングの報告書等の写しを取得したが、肝心なところが全部黒塗りされており、非公開とした判断に疑問を感じている。

一般的に、企業における出店の基準や考え方が他社に知られてしまうことは、企業にとって不利益であると言えるし、コンサルタントが行ったヒアリング調査の中には公式な回答とは言い難いものも含まれていると思われるので、全てを公開できないことは理解できる。

しかし、情報公開に先立ち行われた企業に対する意見聴取において、全て公開して差し支えないという企業もあった以上、公開を可とする企業については非公開とすべき理由はなく、本件は、当初から市民の関心が非常に高いものであったから、市としては、説明責任を果たすため、報告書等の公開を前提として調書を作成すべきであったと考える。

市政に対する理解を深めてもらうための情報公開制度が、市政に対する 不信を増大させる結果となっては本末転倒であるから、今後は市民から理 解を得られる情報の公開に努めていただきたい。

(4) 議会の意見の尊重について

議会は市政のチェック機関であるが、合併後における市長提出議案に対する議会の賛否を見ると、平成 2 2 年度から平成 2 5 年度までに提出された延べ 5 8 4 件の議案のうち反対があったものは 6 5 件、そのうち 5 2 件はほぼ同一人による 3 名未満の反対であり、反対者 4 \sim 6 人が 8 件、 7 \sim 9 人が 2 件、 1 0 人が 1 件、 1 4 人が 2 件という状況であった。

否決された案件が皆無であるから抑止力になっていないという見方もできるが、議案が妥当な内容であれば反対が少ないのは当然であるから、 否決が 0 件だから議会がチェック機能を果たしていないとは直ちに言えない。

そこで反対があった議案を調べたところ、最多14人が反対した議案とは東武百貨店との契約議案とこれに係る補正予算案の2件であり、反対10人の議案は合戦場小屋内運動場の契約議案、それ以下も寺尾統合小校舎改築の契約議案が続くように工事の契約に関するものが大半を占め、市民が疑問を抱くような案件については議会も反応し、一定の機能を果たしていると思われた。

可決されたからといって市に契約を締結する義務が発生するとは言えないと考えられるから、本件について議会が大きな抵抗を示したことは、市として解決すべき問題が残されており、再検討の余地があったと考えられるし、また、契約議案に議員の反対が集中していることは、契約の在り方について検討を示唆するものと受け止めるべきであるから、議会における反対の意味を汲み取り、今後は、市民や議会から支持される市政運営に努めていただきたい。